

中・北部地域における資源管理の取り組み

(海洋保護区によるサンゴ礁域の持続的な漁業推進事業)

上原匡人¹・仲盛 淳¹・秋田雄一²・太田 格³

1. 目的および背景

沖縄島北部地域では、2000年頃から主要な漁獲対象種であるスジアラ（あかじん）の漁獲量の減少が目立ち始め、同じく重要な漁獲対象種であるシロクラベラ（まくぶ）とともに資源管理の機運が高まりつつあった。そこで、あかじんとまくぶの資源維持・増大を図ることを目的として、2003年7月に羽地、今帰仁、本部、名護の4漁業協同組合（以下、漁協）の潜水器漁業に従事する漁業者が共同第3および5号の漁業権において、これら2種の自主的な資源管理（1kg未満の採捕禁止）を開始した。

2006年4月には、新たに国頭、伊江の2漁協が参画し、対象海域を共同第2、3、4および5号漁業権へ、対象漁法を全漁法へと拡大した。2015年4月からは、本取組の実効性を担保するため、沖縄海区漁業調整委員会指示を発動した。

水産海洋技術センター本部駐在では、2015年より取り組みに参画していない北部の伊平屋、伊是名、恩納の3地区において普及・啓発を行ってきたところ、2017年4月からは、これら3地区（共同第1号および第6号漁業権）も委員会指示の対象海域に加わることとなった。このため、委員会指示の周知と履行状況の確認が急務となっている。

2. 活動内容

(1) 活動の周知および漁獲物の実態調査
2017年4月～2018年3月に、沖縄島の中・北部地域でセリを開設している市場のうち、国頭、名護、恩納村、石川の各漁協のセリ市場を巡回した。適宜、“あかじん”と“まくぶ”の体長を測定し、委員会指示の周知と履行確認を行った。

(2) 普及・啓発活動

昨年度に引き続き、宜野座、金武、石川の3漁協で構成する7号資源管理委員会において、委員会指示発動に向けた支援を行った。

3. 結果と考察

(1) 水揚げ実態調査

調査期間中、名護漁協、国頭漁協、恩納村漁協のセリ市場に水揚げされた“あかじん”と“まくぶ”は、それぞれ尾又長37cm以上、全長35cm以上であり（図1）、委員会指示の対象海域となっていない金武湾からの水揚げ分についても制限サイズのルールが適用されていた。一方、石川漁協のセリ市場では、水揚げされた個体のうち制限サイズ未満が、2～5割（あかじん20.0%、まくぶ50.0%）に達しており、小型個体への依存度は高かった（図1）。

(2) 普及・啓発活動

昨年度に引き続き、金武湾地区について

¹ 水産海洋技術センター本部駐在

² 水産海洋技術センター海洋資源・養殖班

³ 水産課漁業管理班

は、平成 29 年 11 月 21 日と平成 30 年 1 月 22 日に、“あかじん”と“まくぶ”の資源管理に関する説明や委員会指示発動に向けた意見交換を行った。

共同第 7 号漁業権においても、平成 31

年 4 月からの委員会指示発動を目指し、宜野座、金武、石川の各漁協の理事会や部会において、協議および周知を図っていくこととなった。

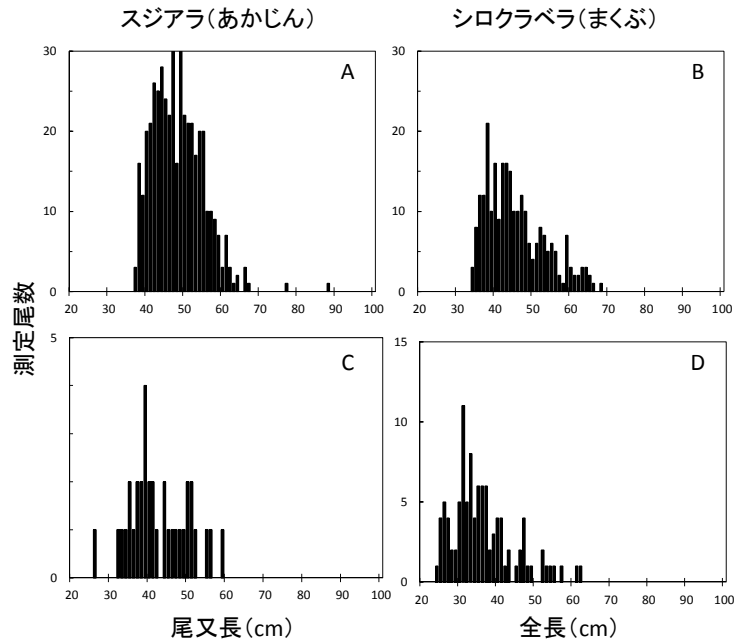


図 1 中・北部海域で漁獲された“あかじん”と“まくぶ”の体長組成。A および B：国頭、名護、恩納村の 3 漁協のセリ市場での測定結果（金武湾での漁獲も含まれる）。C および D：石川漁協のセリ市場での測定結果（金武湾での漁獲も含まれる）。



図 2 7 号資源管理委員会における協議の様子